資料10－３

総務省

無線設備の認証の在り方検討作業班における議論状況について

令和８年１月19日

事　　務　　局

無線設備の認証の在り方検討作業班における検討課題

無線設備の認証をとりまく現状

① 無線技術の進展や無線設備の多様化

② 設計・認証・製造・流通工程の細分化やグローバル化の進展

⇒ 変化に対応しつつ、確実かつ効率的な認証ニーズの高まり

課題

①無線技術の進展を踏まえた、新たな無線設備の認証審査等について

- 携帯電話基地局や無線LANアクセスポイント等において、無線機能のソフトウェア制御が実用化されつつある。
  - 現状において、携帯電話基地局（Open RAN,vRAN）の審査に当たっては、RU（Radio Unit）、DU （Distributed Unit）、CU（Central Unit）を含めた無線設備全体について審査を実施しており、RU、DUのハードウェアやソフトウェアの変更があった場合においては組み合わせごとに再認証を要する場合があり、認証取得者の負担となっている。
  - 現状において、電磁的方法による表示がされない無線設備は、流通済み機器にソフトウェアアップデートをした場合、技適マークの表示の貼り替えのために製品の回収を要することがあり、認証取得者にとって負担となっている。

→ **新たな認証制度の整備に向けて、審査の在り方や、認証番号を含む技適マークの表示の在り方の方向性について検討**

②現行の認証制度における課題について

- 製造工程の変化により、モジュール認証（筐体のない基板上の無線設備であり製品に組み込むことで最終製品になるものに対する認証）を受けた無線設備が多数製造される中、そうした無線設備を組み込んだ製品において、技適マークが確認できないケースが発生している。技術基準不適合機器の流通後規制の複雑化の要因にもなっている。

→ **適合表示無線設備として流通する無線設備について、技適マークの視認性の確保の在り方の方向性について検討**

- 技術基準不適合設備の利用防止の徹底が図れないケースが発生している。

→ **技術基準不適合設備の流通段階の規制の在り方の方向性について検討**(電波監視作業班と連携)

無線設備の認証の在り方検討作業班における検討状況と今後の予定

これまでの検討状況

7月	8月	9月	10月	11月	12月
電波有効利用委員会 第４回 作業班設置	認証作業班 第１回	認証作業班 第２回	認証作業班 第３回	認証作業班 第４回	認証作業班 第５回

【第１回】 8/6
認証を取り巻く現状と将来像

1 認証制度の概要（事務局）

2 無線技術の進展等の現状と将来像
①RAN(エリクソン)
②チップ(クアルコム)
③WiFiルーター(シスコ)

3 意見交換

【第2回】9/19
新たな無線設備の認証審査等①

1 認証審査の現状（TELEC）
2 諸外国動向（三菱総研、UL Japan）
3 ソフトウェアアップデート認証申請者（Wi-Biz）
4 Open RAN及びvRAN認証申請者(MNO) メーカー(1finity)
5 認証簡素化(素案)（事務局）
6 意見交換

【第３回】10/28
新たな無線設備の認証審査等②

1 認証簡素化(案)（事務局）

2 意見交換

【第４回】11/25
現行の認証制度における課題の改善※

1 現行制度・問題意識（事務局）
2 技適マーク表示の課題
①自動車部品（アイシン）
②通信機器（CIAJ）
③医療機器（花田教授）
3 対応方針案（事務局）
4 意見交換

※電波監視作業班と認証作業班との合同開催

【第5回】12/23
認証の在り方

1 報告書（案）の骨子（案）

2 意見交換

敬称略

今後のスケジュール（想定）

令和８年１月中下旬　報告書（案）本体の検討【第６回作業班・メール審議】

令和８年２月以降　電波有効利用委員会へ作業班とりまとめを報告

【参考】検討課題に対する対応案等①

①無線技術の進展を踏まえた、新たな無線設備の認証審査等の在り方（案）

（１）無線機器のソフトウェアアップデートについて

⇒工事設計認証番号に、ソフトウェア名、バージョン情報を加えて認証情報を管理することとし、ソフトウェアアップデートによる　周波数等を変更する場合の認証は、ソフトウェアアップデート前の認証番号と同一認証番号とすることを可能とする。

⇒ソフトウェアアップデートによる無線機能の変更については、ソフトウェアアップデートの前と後との認証を区別する必要があるため、対象の無線設備の管理画面によりソフトウェア名・ソフトウェアバージョン情報を確認できることを本認証制度の適用の要件とする。

⇒本認証制度が適用可能なソフトウェアアップデートは、無線局の開設・運用の条件を生じさせないことを原則とし、認証ルールに関する混乱を避けるため、本認証制度が適用可能な無線設備の種別などの要件を予め規定することが適当である。

（２）携帯電話基地局（Open RAN、vRANの認証）について

⇒周波数等の変更を含む工事設計の変更について、再認証を取得したものについて同一認証番号を認める。

⇒工事設計書にソフトウェアバージョン情報の記載項目を新設するなど、ソフトウェアバージョン情報を認証審査の結果において確認できるようにする。

⇒携帯無線通信を行う基地局（BWA、ローカル5G含む）については、RU以外の変更工事に関して再認証を取得したものについて同一認証番号を認める。

⇒DU、CU部分の汎用サーバについては、その型番等について、認証審査自体を不要とする。

⇒RANの運用や管理の状況を勘案し、RAN設備における電波の電気的特性に影響がないと想定される部品を総務大臣が定め、認証機関が確認できた部品に関して、同等品への交換であれば、再認証が不要となることを制度上明確化することが適当である。

⇒Open RAN・vRANの認証対象範囲については、電波法において規定する無線設備としての機能はRU単体ではなくCU/DU/RU全体によって実現されるため、引き続きCU/DU/RUとすることが適当である。

【参考】検討課題に対する対応案等②

②現行の認証制度における課題に対する取組の方向性（案）

（１）技適マークの表示の方法の改善に向けた取組

⇒現行の技適マークを製品本体へ直接表示することが困難な場合の表示方法を検討

ただし、認証作業班において、無線設備の利用者の観点から製品に技適マークが簡潔に確認できない実態とその弊害が指摘された。他方、メーカーの観点からは現行制度の技適マークの表示方法では生産コストがかかるケースがあるため、日本の製造業者の競争力の維持のため、技適マークを直接表示しなくても良い要件の拡充等の要望があった。そのため、技適マークの表示方法については、利用者と製品メーカーの意見が両立する新たな規律が求められている。

技適マークの表示方法についての新たな規律については、電子商取引（EC）販売の増加や取扱説明書や製品仕様などの情報がインターネット上で掲載されることが一般化されつつある現状を適切に踏まえた上で、無線設備の利用者、製品メーカー、販売者、ECモール運営事業者といった関係者の意見を十分に聴取した上で検討するべき。

（２）技術基準適合性が確認できない製品の流通抑止に向けた取組

① 商品説明サイトや販売サイトにおける無線設備の技術基準適合性に関する情報（認証番号等）の提示の推進

② 例外的ではあるもののもっぱら外国において使用されるもの等、認証を取得しておらず技適マークが確認できない製品を販売する場合における、電波法上の利用者のリスクや注意事項などについて購入者への確実な情報伝達の推進

③ 技適マークを始めとする技術基準適合性の情報の確認に向けた購入者に対する周知・啓発の強化

④ 試買テスト等の対象無線設備の効果的な選定や、技術基準不適合機器リストの情報共有先に消費者団体等を加えるなど市場監視の改善・強化